

第Ⅰ はじめに

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の性格
- III 計画の期間
- IV 計画の対象
- V 計画と方向性を同じくする SDGsのゴール

I 計画策定の趣旨

- 本県では、平成 27 年 3 月に「香川県健やか子ども支援計画」（計画期間：平成 27 年度～令和元年度）を策定し、また、令和 2 年 3 月には、これまでの取組みの成果を引き継ぎつつ、「第 2 期香川県健やか子ども支援計画」を策定し、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもが健やかに成長することができる社会を実現するため、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- しかしながら、加速度的に進む少子化に歯止めがかからず、少子化によるこどもの成育環境への影響、地域の活力の低下、超高齢化による社会保障制度における負担増大など、地域社会や経済への深刻な影響が懸念されています。さらに、こどもを取り巻く環境は、児童虐待対応件数の増加や、こどもの貧困の問題、いじめや不登校の増加など、様々な要因が複合的に重なり合い、困難な状況が続いています。また、地域のつながりの希薄化や価値観の多様化、情報通信技術の急速な進展など、こどもを取り巻く環境の変化は激しく、将来を予測することが難しい時代になっています。
- 令和 5 年 4 月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、さらに、同年 12 月には、国がそれぞれ作成・推進してきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が、政府全体のこども施策の基本的方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」として策定されました。
- 本県では、こども大綱が目指すすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」に向けて、総合的にこども施策を推進していくため、こども大綱が定める基本的な方針や重要事項等を踏まえた「香川県こども計画」を策定するものです。

II 計画の性格

- 本計画は、こども基本法第 10 条第 1 項に基づく「都道府県こども計画」として策定します。また、次の法律・条例に基づく計画を一体のものとして策定し、県のこども施策に関する事項を総合的かつ一体的に定めます。
 - ① 子ども・子育て支援法第 62 条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ② 次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づく「都道府県行動計画」
 - ③ 子育て県かがわ少子化対策推進条例第 7 条に基づく「少子化対策の推進に関する基本的な計画」
 - ④ 子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「都道府県子ども・若者計画」
 - ⑤ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「都道府県計画」
 - ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」
 - ⑦ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第 11 条に基づく成育医療等基本方針を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

- 本計画は、本県の総合計画である「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画（令和3～7年度）」の「安全・安心で住みたくなる香川をつくる『県民 100 万人計画』」のうちの「子育て支援社会の実現」のための個別計画となっています。
- 本計画は、「健やか香川 21 ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「香川県教育基本計画」、「香川県就学前教育振興指針」、「香川県社会的養育推進計画」などとの整合性を図り、連携を強化するものです。

Ⅲ 計画の期間

- 本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
ただし、社会情勢に大きな変化がある場合等は、必要に応じて見直します。
なお、子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画に係る部分については、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容となっています。

Ⅳ 計画の対象

- 本計画は、子ども・若者、子育て当事者、子ども・若者を取り巻く様々な主体（保育所等、学校、地域、企業、関係団体等）、すべての県民を対象とします。「こどもまんなか」の趣旨を踏まえ、こどもをはじめ、計画の対象である様々な主体の意見の反映に努めます。
- 本計画では、原則「こども」と表記します。ただし、以下の場合には、「子ども」「児童」「生徒」「青少年」などを使い分けています。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
 - ② 固有名詞を用いる場合
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
- 「こども」の定義について、こども基本法第2条に規定される定義と同様に、「心身の発達の過程にある者」とします。18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることがないよう、「こども」のそれぞれの状況に応じて支えていくことを示したものです。また、こども大綱においてもその発達の段階について、以下のように区分されています。
 - 「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）
 - 「学童期」（小学生年代）
 - 「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）
 - 「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策によってはポスト青年期の者も対象）
- 「若者」の定義について、原則、「青年期」の者としませんが、青年期への移行期としての「思春期」及びポスト青年期の者を含みます。なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるため、わかりやすく示すという観点から、若者を含む幅広いライフステージにまたがる施策においては、「こども・若者」と表記することとします。

V 計画と方向性を同じくする SDGsのゴール

- 本計画に掲げることも施策は、「1 貧困をなくそう」や「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」などをはじめ、次の SDGs のゴールと方向性を同じくしています。

